### ] リナビ・トレード輸送規約

### 第1条 (輸送規約の適用範囲)

- 1. 当社はキャリア・メッセ株式会社に輸送業務を委託します。
- 2. JU ナビ・トレードから発注した輸送はキャリア・メッセ株式会社の各規約が定めるところにより運送します。
- 3. この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

### 第2条 (輸送規約)

- 1. JUナビ、JUトレード会員(以下「会員」という)は、キャリア・メッセ株式会社に対して自動車等の「車種」「登録番号及び車体番号」「全長」「全幅」「全高」「最低地上高」「改造の有無及び内容」「自力走行の可否及び不具合の箇所」並びに「引渡場所」その他輸送に必要な事項を明示して申し込みを行うものとします。
- 2. キャリア・メッセ株式会社は、前項の申込を受け、自動車等を引取る際に輸送不可車両と判明した場合は、直ちに会員に通知します。
- 3. 当該車両の引渡場所は、会員が指定した場所とします。
- 4. キャリア・メッセ株式会社が指定した輸送会社(以下「輸送会社」という)が第 1 項の申込を受けた自動車等(以下「当該車両」という)を引取った時点で輸送契約は成立するものとします。

# 第3条 (輸送料金の支払)

- 1. JU ナビでは、当社より会員に送付された請求明細の金額を、会員の JU ナビで使用する銀行口座より 引落とすものとします。
- 2. JU トレードでは、当社より会員に送付される計算書に輸送料金を記載し、会員は当社指定の口座に 入金を行うものとします。

### 第4条 (規定外事項)

この約款に定めない事項、またはこの約款に関して疑惑が生じたときは会員と当社が協議のうえ、決定、解決 するものとします。

# 第5条 (裁判管轄)

この約款に基づく契約に関するすべての紛争は、当社の所在地を管轄する地方裁判所を専属的な管轄裁 判所とします。